

## 『教団機構改定に関する検討資料』 についてのQ & A

Ver.1

第41総会期第6回常議員会（2020年2月）は、「教団機構改定に関する教規変更案」の「素案」を承認し、この「素案」および関連の資料を各教区総会等に提示して検討・意見を求めることとしました。このために『教団機構改定に関する検討資料』が作成され、配布されました。

ところが、新型コロナウイルスの感染拡大という事態により、多くの教区では議員が一堂に会しての総会を開催することができず、教団機構改定について質疑や意見交換の機会を持つことができなくなりました。さらにまた、教団機構改定に関する議案を提出する予定であった第42回教団総会の開催も一年延期されることとなりました。

2021年春の各教区総会では、あらためてこの課題について検討していただくこととなります。さらに、教団総会の延期によって与えられた時間を無駄にすることなく、教団機構改定についての理解と検討を進めるため、この間にできる形での取り組みを進めなければなりません。そこで、教団伝道対策検討委員会では、『機構改定に関する検討資料』にもとづく『Q&A』をまとめ、次年度の教区総会にあわせて配布することを計画しました。ただし、それまでに『Q&A』の原案を公開してさらに質問や意見をよせていただき、バージョンアップをはかりながら決定版の作成につなげていくこととしました。そうすることで、ひろく機構改定の課題についての認識と理解を深め、よりよい成案を教団総会に提出する下地としたいと考えています。

10月9日に開催された教団伝道対策検討委員会で、『Q&A』の当初案（Ver.1）を策定し、これを公開することといたしました。『教団機構改定に関する検討資料』と共にお読みいただき、質問・意見などを当委員会宛によせてください。それらに基づいて適宜『Q&A』を改訂し、最終的には印刷物として配布できるように整えていくこととしています。

教団伝道対策検討委員会委員長 石橋秀雄

## A 全体像として

### 問 A-1 そもそも、今なぜ日本基督教団（以下教団と表記）は機構改定をする必要があるのですか？

ご承知のように、教団の経常会計は、教区からの負担金（各教会が支出する教区への負担金が原資となっています）によって成り立っています。この教区からの負担金は、それぞれの教会の経済的状況を反映して定められており、各教会の経済的状況が厳しくなっている中で、毎年減少しています。そのため、2020年度前後には教区からの負担金によって経常会計を維持することが困難になるとの見通しが予算決算委員会から提起され、機構改定が検討されることになりました。

### 問 A-2 教団の機構を改定していくことは、各教会にどのように関わりますか？

現在の教団の活動を今後もそのまま維持するとすれば、結果として教区からの負担金を増額する以外に道がなくなります。そして、仮に教区からの負担金を増額することになれば、必然的に各教会から教区への負担金を増額することに繋がるのが予想されます。各教会の経済的な状況を考えれば、現在の教団機構をそのまま維持することは、各教会に過重な負担を強いることに繋がってしまうと考えられます。

### 問 A-3 教団の機構改定は、教団伝道対策検討委員会で検討されています。教団の機構を改定して経費を削減することと、教団全体の伝道の推進していくこととは、どう関係するのですか？

現在、教団の教会・伝道所は、全国に約1,700あります。これは、日本のプロテスタント教会では最も多い数です。全国に広がっている伝道のネットワークは、神からの大切な賜物であり、維持していく責任があります。この伝道のネットワークを大切にしていくために各教会をどのように支えていくことが出来るか、教団全体の大切な課題です。その意味で、教団機構を改定して経費を削減することで、各教会の負担を少なくしていくことには、大切な意味があると考えます。もちろん、基本は経費を削減する方向で機構改定に取り組みますが、目的は各教会の支援ですので、必要な働きについては、むしろ充実させていくことが求められます。

### 問 A-4 これまで各教区ではそれぞれに豊かな活動を展開してきました。これから、各教区のこうした活動と教団の働きとはどういう関係になっていくのでしょうか。

今回の機構改定の基本的な方向性として、「地域に立てられ、地域に仕え、地域で伝道を推し進める教会をしっかりと支えること」「教団全体で共に祈り、共に伝え、共に献げるネットワークを形成していく」ことを掲げ、現在の機構が定められた際の「教団は教区に仕え、教区は教会に仕える」という方針を踏襲・再構成することとしています。つまり、これからの教団の働きは、これまで積み重ねられてきた各教区の働きを教団として支えていくような役割をはたしていくことを想定しています。たとえば具体的には、新しく設けられる伝道局の役割として、これまでに積み重ねられてきた各教区の働きをネットワークとしてつなげていくことも想定されます。

### 問 A-5 将来に向けた教団機構の改編はとても大事な課題です。この機会に、出版局や年金局も含めた教団全体の組織の改編を検討したほうがいいのではないのでしょうか。

今回の「教団機構改定」についての検討作業は、直接には第40回教団総会での議論を受けて、常議員会で「教団伝道対策検討委員会」が設置されたことから始まっています。同委員会の中に「教団機構・財政検討小委員会」が設置されて具体的な検討を進めてきました。検討にあたっては、教

団の財政的な困難が目前に迫っていることを前提として、早急に対応することが求められています。そのために今回の改定に向けた作業は教団総会および事務局の組織の検討に集中することとし、教団組織全体の再構築にまでは及んでいません。

## B 教団総会・常議員会について

### **問 B-1 どうして教団総会議員を減らす必要があるのですか？**

現行教規の教団総会議員数は400名であり、この規模の会議を行なうためには、教会以外の場所を会場とするしかありません。そのために、会場費などに多額の経費が掛かることとなります。議員数が削減されれば、会場費だけでなく、交通費や教区が負担することが多い宿泊費など、様々な費用の削減が見込まれます。

### **問 B-2 大切な教団総会議員数を、単に経費削減だけで考えてよいのでしょうか？**

上記のような経費の削減はもちろん大切なのですが、それだけでなく、現在提案されているように議員数が最大216名となれば教会を会場としての開催が可能となり、教会会議として望ましい姿となることにも重要な意味があると考えます。また、この規模であれば、東京以外での開催の可能性も出てくるとの意見も出されています。

### **問 B-3 教団総会議員が少なくなれば、議員数の少ない、いわゆる地方部の教区の声が届きにくくなりませんか？**

確かに、現在でも議員数の少ない教区の議員が更に減少し、その教区の声が届きにくくなるという印象を持たれるかもしれません。しかし、変更後の議員配分にあたっては、最初に各教区に教師、信徒各2名を配分し、いわゆる小規模教区に現行よりも配慮した配分とすることになっています。また、教団伝道対策検討委員会で行った変更後の議員配分のシミュレーションでは、規模の大きな教区を含め現行の議員数の半数以下になる教区はないことを確認しています。

### **問 B-4 教団総会議員の各教区からの選出議員数の算出にあたり、教師・信徒の定数を2名（現行教規では3名）としたことの意味は？**

各教区選出議員の定数をどのように設定するか、いろいろな考え方があります。定数を0名にすると選出議員数は各教区の規模にほぼ比例することになります。現行の3名のままにしておくとし小規模な教区に議員数がやや多く分配されることになります。その中間の案を含め、さまざまなケースを想定して計算してみました。教団総会議員がほぼ半減するのですから、計算上1.5名という数字を置くことも可能ですが、それでは選出議員数も整数にならず実際的ではありません。検討の結果、定数を2名とすることを提案するに至りました。現行教規では教区選出議員数は370名ですが、改定案ではこれを200名（370名の半数よりわずかに多い）とすることを提案しています。定数を2名として実際の議員配分数を計算すると、多くの教区では選出議員数が半減しますが、いくつかの小規模教区では半減よりわずかに多い数にとどまることとなります。

### **問 B-5 常議員会や常任常議員会の定数も削減することになるのですか？**

常議員会は、教団総会議員の中から代表者を選び組織していますから、教団総会議員が削減され

る以上、常議員会の定数も削減されるものと考えています。また、常議員会で選出される常任常議員数も削減することが適当と判断しています。このことによって、交通費や宿泊費など費用の削減が図れるとの見通しもあります。また、現在の常議員会 30 名という規模が実質的審議を行なうには大きすぎるのではないかとの意見もあり、常議員数の削減を通して審議の充実に繋がることを期待しています。

## C 事務局・委員会の改変について

### **問 C-1 教団の事務局や委員会をどのように改定するのですか？**

現在の教団の事務局と審査機関を除く各常設委員会（宣教委員会、教師委員会、予算決算委員会、世界宣教委員会）の働きを、教務局と伝道局の 2 局に整理し、集約することを提案しています。

### **問 C-2 どうしてそのような教団機構の改定が必要なのですか？**

現在の教団の経費の大きな部分を人件費が占めています。しかし、現在の教団の活動を維持するという前提に立つならば、そのための業務を担うのは現行の人員体制でもほぼ限界という大変厳しい状況にあります。今後人員体制を見直していくことを考えるならば、どうしても教団の活動そのものを見直していく必要があります。そのために、活動の整理や効率化を図る目的で、教団機構の見直しが必要となります。

### **問 C-3 常設委員会は、どうなるのですか？**

現在の教規では執行の責任は幹事にあり常設委員会は議決機関となっていますが、現実には各委員会が執行の責任も負っているのが実情です。教団の現状に鑑み、このような現状をむしろ積極的に位置づけ、幹事と委員会が共に執行を担っていく体制を目指していく必要があると考えます。そのために、常設委員会を、教務局と伝道局の 2 局の中に置く体制としたいと考えています。なお、審査機関である信仰職制委員会と教師検定委員会は、2 局と独立した位置づけとすることになっています。

### **問 C-4 既存の特設委員会や常設委員会が担ってきた働きは、新しい機構ではどこが担うことになりますか？**

個別の委員会が担ってきた働きがどこに引き継がれるかということについて、ひとつひとつくわしく決定しているわけではありません。基本的には、伝道局をはじめ、新しい組織の中のさまざまな部門に、その内容によって振り分けられることとなります。機構改定が決定されたら、そうした機構の移行について、特別のチームを編成して具体的な準備を進める必要があるのではないかとこの意見もあります。

## D 教務局について

### **問 D-1 教務局は、どのような役割を担うのですか？**

教務局は、主として教務関係の働きを担います。

## 問 D-2 教務局の組織は、どのようになるのですか？

教区局には、総務部、対外部、財務部、教師部の4部を置くこととしています。総務部は、教会教務や宗教法人関係、広報の働きを担います。そのため、部内に広報委員会を置きます。対外部は、海外教派との渉外、宣教師の受け入れ、宣教の派遣、国内他教派と渉外を担当し、執行委員会として対外委員会を置きます。財務部は、財務全般の働きを担い、執行委員会として財務委員会を置きます。教師部は、教師養成機関との関わり、教師の育成、教師の戒規の働きを担い、執行委員会として教師委員会を置きます。また、教師部は、牧会者と家族相談室についても責任を負い、そのため運営委員会を置くこととします。

## 問 D-3 「機構図案」では、教務局の中に「総務部」「対外部」「財務部」があります。けれども「教規変更案」では「部」ではなく、「総務委員会」「対外委員会」「財務委員会」となっています。この違いはどういう意味ですか？

教務局は、総幹事の管轄のもと、さまざまな働きを担いますが、それを具体的に担うのは各常設委員会の委員と幹事・職員です。各委員については、教規に基づいて全国の教職・信徒から選任されることとなりますが、各委員会は、教務局の担当幹事・職員と連携して具体的な働きを担うこととなります。この委員会・幹事・職員のまとまりを「部」と表現しています。

## 問 D-4 「対外部」という名称はわかりにくいので、これまでの「世界宣教」という名称を残したほうがいいのではないのでしょうか。

この「機構改定案」は、いま常議員会で審議中です。「機構改定案」に関するさまざまな意見を寄せていただき、常議員会で具体的な修正が必要と判断されれば、修正をほどこした案を教団総会に提案することとなります。

## 問 D-5 今回の改定案では、信仰職制委員会と教師検定委員会は、「審査機関」であることから、教務局・伝道局のいずれにも属しないとされています。そうであれば、教師の「戒規」をあつかう教師委員会も、同様に位置づけたほうがいいのではないのでしょうか。

教師委員会の扱う内容は、戒規だけではなく、多岐にわたっていますから、今の教師委員会をそのまま「審査機関」と位置付けることは適切ではありません。新たに、もっぱら戒規を扱う組織を設けるべきという意見もありますが、それには戒規とその運用について詳細に研究・策定していく、ていねいなプロセスが必要です。今回の改定作業ではそこまでは扱うこととしていません。

## E 伝道局について

### 問 E-1 伝道局は、どのような役割を担うのですか？

これまで、宣教委員会と、宣教委員会の下にある専門委員会において担われてきた働きは、おおむね伝道局が担うこととなります。ただし、これまでと同じ働きを担うことは、教団の現状から考えて難しいので、整理する必要があります。このことは、単なる活動の縮小ということではなく、他団体との連携や教区主体の働きへの支援、課題を限定したプロジェクトチームの設置など、新しい形での活動の展開の機会となることを期待しています。

**問 E-2 これまであった常設専門委員会（伝道委員会、教育委員会、社会委員会）の働きは、どうなるのですか？**

宣教委員会と、宣教委員会の下で常設専門委員会を統合する形で、伝道局委員会を置くこととなります。そして、それぞれの常設専門委員会の働きは、伝道局委員会が継承していくこととなります。どのように継承していくことが教団の現状や各教会の必要に沿うものとなるのか、新設される伝道局委員会において検討する必要があります。その場合、全てを教団組織で対応するのではなく、様々な可能性を模索していくことが、結果的に活動の活性化に繋がっていくと考えています。

**問 E-3 これまで常設専門委員会ごとに働きが分かれていたのに、伝道局のように組織が大きく統合されたら、活動が行いにくくなりませんか？**

確かに、組織が大きくなりますので、これまでと同じ活動のしかたは難しいかもしれません。しかし、これまで活動が細分化されて行われてきたことの利点と課題の両面があると思います。各教会の伝道の働きに資することを目指して、広い視野で課題に取り組むことが求められています。ただし、それぞれの課題についてもっぱら取り組んでいくことの必要性もあるので、そういう課題については伝道局委員会の中に担当者を置くことも考えられます。

**問 E-4 伝道局は、具体的にどのような働き方をしていくのでしょうか。**

「伝道局規定案」に、さまざまな働き方を挙げています。

まず、伝道局委員会が主催する働きがあります。教規に定められている「宣教方策会議」の開催などは、伝道局委員会が実行していくこととなります。

伝道局委員会に、「伝道」「教育」「社会」また必要に応じてその他の担当者を置き、継続的に課題を担う窓口とすることができます。課題によっては複数の担当者が合同して担当者会を開いて担うこともあるでしょう。

伝道局委員会が必要と認めた会議・行事などを実行するために、一時的な実行委員会を組織することができます。たとえば「各教区青年担当者合同会議」をいくつかの教区から実行委員を挙げて実施する、というような形が想定されます。

実際の会合ではなくインターネット上に特定の課題に関わる「プラットフォーム」を設置して交流や議論の場とすることもできます。すでに総幹事のもとで「青年活動プラットフォーム」の運用が試みられています。プラットフォームの運用を特定の担当者（組織）に委託することができます。

教団の中では、さまざまな課題についてすでに多様な取り組みがなされています。諸教区での取り組み、自主活動団体の働き、また有志による活動など、ゆたかな経験が蓄積されています。これらについて伝道局委員会に関心をもって情報を集め、必要に応じて協力や連携などをはかっていくことで、多面的な働きに加わり支えていくことができるでしょう。

また、教団内だけでなく、他教派や他団体との連携・協力も可能です。

以上